

令和3年11月18日開会

令和3年11月18日閉会

第755回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 5 5 回湯川村農業委員会会議録

第 7 5 5 回湯川村農業委員会定例総会を令和 3 年 1 1 月 1 8 日湯川村公民館に召集した。

1. 出席農業委員（8 人）・出席推進委員（8 人）

1 番	鈴木光雄	2 番	小沼幸子
3 番	齋藤真助	4 番	星正大
5 番	鴻巣重人	6 番	佐藤敬一
7 番	兼子房男	8 番	津村榮喜
9 番	渡部正美	10 番	兼子力
11 番	佐藤孝志	12 番	山口栄子
13 番	武藤喜久子	14 番	中島和裕
15 番	大場忠重		

2. 欠席農業委員（0 人）・欠席推進委員（0 人）

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 坂内真隆 石田弘恵

4. 本日の会議の案件

議案第 2 1 号 「湯川農業振興地域整備計画の変更案」の検討について

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

- 議 長 おはようございます。11 月も半ば過ぎました。初霜は、まだのようですが今朝あたりは、かなり冷え込んでおります。
- 今年、私たちの基幹作物である米の作況指数は、100 になっておりますが、実感としては、1 割減収。米の概算金については、大幅に引き下げになっておりますので、農家経営は、本当に厳しくなっております。今後、生産コストの見直しなど無駄がないように取り組みながら、諦めずに頑張っていきたいと思っております。本日は、総会終了後研修会となっておりますので、皆様方のご協力をお願いしたいと思います。
- 議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員全員出席でございます。農業委員 8 名中 8 名が出席しておりますので本日の会議は成立しております。只今より第 755 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議 長 日程第 1、会期の決定についてお諮りいたします。
- 2 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。
- 議 長 只今 2 番委員から「会期を本日 1 日限りとする。」提案がありました。ご異議

す。現況図にもありましたように、法定外公共物の道路及び水路がありまして村の所有になりますが、取扱いについては、担当課と協議中でございます。進入路は、北側の村道勝常王領線から1ヶ所と東側の村道村中線から1ヶ所2ヶ所です。西側及び南側には水路となっております、土砂が流失しないようにL型擁壁を施工します。法面部分には草が生えないようにシールコンクリートを施工するため周辺農地に及ぼす影響はないと考えます。

19 ページに移りまして、用排水計画図を載せてございます、上水については、北側の村道から東側の村道に水道管を敷設し接続。汚水についても北側村道から東側の村道に下水管を敷設し接続。敷地内の雨水は、敷地内道路に可変勾配の側溝を設け西側の排水路にのみ放流します。

最後に、農振除外については、変更内容が、「農業振興地域の整備に関する法律」農振法と良く申しますが、農振法に定める5要件を満たす場合に農振除外が認められ、転用が可能となります。5要件についてそれぞれ検討したものが、12 ページに記載あるとおりでございます。以上のことから、変更内容は農振法の変更基準に照らし変更相当と認められますので湯川農業振興地域整備計画は、変更して差しつかえないものと考えます。

申請地の農地転用に係る農地区分につきましては、役場から500m以内にある土地で公共施設近距離区域内農地に該当し立地基準に合致するものであります。説明は以上です。

議 長 これより、本案に対して質疑に入ります。
質疑ございませんか。

3 番委員 雨水について、西側の排水路に放流との説明がありましたが、確か穂花住宅団地の開発の際は、西側排水路を入れ替えた経過がありましたが、今回入れ替えなく既存の排水路で大丈夫なのでしょうか。

事 務 局 委員お質しのとおりで穂花住宅の開発時には、西側の水路を入れ替えた経過がございます、現在、流下能力を調査しており担当部局と協議しているところです。

3 番委員 西側の排水路に放流部分をしっかり調査し、対応して頂ければ問題ないです。
議 長 他に質疑ございませんか。
(ありません、の声)

議 長 質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

質疑を打ち切ります。これより本案に対する意見をお聞きいたします。

議 長 意見なしと認めます。

議 長 これより、議案第21号「湯川農業振興地域整備計画の変更案の検討について」を裁決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます、これより議案第21号「湯川農業振興地域整備計画の変更案の検討について」を裁決いたします。

議 長 当委員会では「湯川農業振興地域整備計画の変更案」に対して、異存がない旨の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手をお願いします。挙手全員です。よって本案は、異存がない旨の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第755回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第21号 「異存がない」旨の意見を付すことに決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和3年11月18日午前9時43分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和3年12月16日

湯川村農業委員会

会 長

7番 委 員

8番 委 員